



佐賀県公報

平成16年
3月31日
(水曜日)
号外第15号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規則

◎政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例

施行規則の一部を改正する規則

(四〇・総務学事課)

議会事項

◎佐賀県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部改正

(告示・二)

公布された規則のあらまし

◎政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の

一部を改正する規則(規則第四〇号)

- 1 租税特別措置法の改正により分離課税の対象となる雑所得等の種類に有価証券先物取引等に係る雑所得等が加えられたことに伴い、所得等報告書について用語の改正を行うこととした。(様式第三号関係)
- 2 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○規則

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第四十号

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例

施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成七年佐賀県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「**取引先物取引**」を「**先物取引**」に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

○議会事項

◎佐賀県議会告示第二号

佐賀県議会の議員の資産等の公開に関する規程(平成七年佐賀県議会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県議会議長 篠塚 周城

様式第三号中「**取引先物取引**」を「**先物取引**」に改める。

附則

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

購読料 一か年三、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十六年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)